

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 29 日

申請者 フリガナ ヨシムラケンセツ  
氏名又は名称 吉村建設株式会社

住所 天理市勾田町448番地

フリガナ ヨシムラ ハヤト  
代表者氏名 代表取締役 吉村 勇人

電話番号 0743-63-0378

FAX番号 0743-63-3285

メールアドレス [ysk@yoshimura-ken.jp](mailto:ysk@yoshimura-ken.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 29 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

天理市勾田町448番地  
吉村建設株式会社  
代表取締役 吉村 勇人  
TEL 0743-63-0378  
FAX 0743-63-3285

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ヨシムラ ハヤト 吉村 勇人	
取締役 ヨシムラ ノブコ 吉村 ノブ子	
取締役 ヨシムラ シノブ 吉村 忍	
事業の範囲	土木、建築、とび・土工・コンクリート、石、管、鋼構造物、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設 工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	吉村建設株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 632-0033 住所 天理市勾田町448番地  電話番号 0743-63-0378 F AX番号 0743-63-3285 メールアドレス ysk@yoshimura-ken.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
吉村 修	第178421号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 5 年 9 月 29 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦 RB-80-CV	2	
	パイプカッター	(13～150mm用)	1	
	塩ビカッター	VC40	1	
	〃	VC20	1	
管の加工用の 機械器具	やすり	300平型判丸型	2	
	パイプねじ切り器	N-100A	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	300平型判丸型	2	
	パイプレンチ	N-100A	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テスト ポンプ	手動式テスト	T10K	1	
	電動式テスト	T30K	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 9 月 29 日

申請者

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

天理市勾田町448番地  
吉村建設株式会社  
代表取締役 吉村 勇人  
TEL 0743-63-0378  
FAX 0743-63-3285

水道事業者 殿



## 履歴事項全部証明書

奈良県天理市勾田町 4 4 8 番地  
吉村建設株式会社

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 0 6 7 9 7	
商 号	吉村建設株式会社	
本 店	奈良県天理市勾田町 4 4 8 番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和 5 5 年 3 月 3 日	
目 的	1. 土木及び建築工事の請負及び設計、施工並びに監理業務 2. とび・土工・コンクリート工事、石工事、管工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、塗装工事、造園工事、水道施設工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理業務 3. 前各項に附帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	2 4 万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8 万 2 0 株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 3 日登記
資本金の額	金 4 0 0 1 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。</u>	
	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 令和 3 年 5 月 1 9 日変更 令和 3 年 5 月 2 5 日登記	
役員に関する事項	取締役	吉 村 修 一
		令和 1 年 9 月 3 0 日重任
		令和 1 年 1 1 月 2 5 日登記
		令和 3 年 5 月 1 9 日辞任
		令和 3 年 5 月 2 5 日登記



奈良県天理市勾田町448番地  
吉村建設株式会社

	取締役 吉村 勇人	令和 1年 9月30日重任 令和 1年11月25日登記
	取締役 吉村 ノブ子	令和 1年 9月30日重任 令和 1年11月25日登記
	取締役 吉村 忍	令和 3年 5月19日就任 令和 3年 5月25日登記
	奈良県天理市勾田町440番地12 代表取締役 吉村 修一	令和 1年 9月30日重任 令和 1年11月25日登記 令和 3年 5月19日辞任 令和 3年 5月25日登記
	奈良県天理市勾田町440番地7 代表取締役 吉村 勇人	令和 3年 5月19日就任 令和 3年 5月25日登記
	監査役 吉村 忍	令和 1年 9月30日重任 令和 1年11月25日登記 令和 3年 5月19日退任 令和 3年 5月25日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年10月29日登記 令和 3年 5月19日廃止 令和 3年 5月25日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記 令和 3年 5月19日廃止 令和 3年 5月25日登記



奈良県天理市勾田町448番地  
吉村建設株式会社

監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
		令和3年5月19日廃止 令和3年5月25日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年3月22日移記	



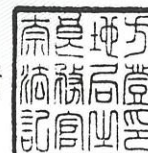
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和5年9月29日

奈良地方法務局  
登記官

山本秀樹





定 款

吉村建設株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、吉村建設株式会社 と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木及び建築工事の請負及び設計、施工並びに監理業務
2. とび・土工・コンクリート工事、石工事、管工事、鋼構造物工事、しゅんせつ工事、塗装工事、造園工事、水道施設工事の請負及び施工並びに建築物の設計及び工事監理業務
3. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在場所)

第 3 条 当社は、本店を奈良県天理市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。

(株 券)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。



(株主名簿の記載請求)

第 9 条 当社の株式を取得した者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、会社法施行規則第 22 条第 1 項各号に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損などの事由により株券の再発行を請求するには当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券を喪失したものは、会社に対し株券喪失登録の申請後、株券が無効となった後でなければ、株券の再発行を請求することができない。
- 3 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名または記名押印のうえ提出しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前 3 条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第 14 条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、取締役の過半数の決定によって定めることができる。

(基準日)

- 第15条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

- 第16条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集権者及び議長)

- 第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役たる取締役が招集する。
- 2 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当社の株主でなければならない。

(株主総会議事録)

- 第20条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名し、10年間当社の本店に備え置くものとする。



## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社に取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。  
3 社長は当社を代表する。

(業務執行)

第25条 社長は会社の業務を統轄し、その他の取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第29条 剰余金の配当は、支払の提供をした日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

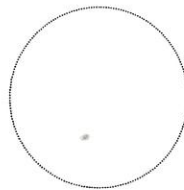
第30条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の定款に相違ありません。

令和 5 年 9 月 29 日

天理市勾田町448番地  
吉村建設株式会社

代表取締役 吉 村 勇 人





第一七八四二二号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

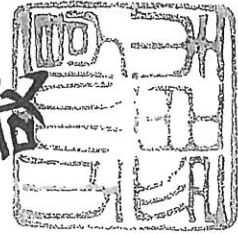
氏名 吉村 修一

昭和二十四年七月二十六日生

水道法(昭和三年法律第七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十二年二月十五日

厚生大臣 丹羽 雄哉

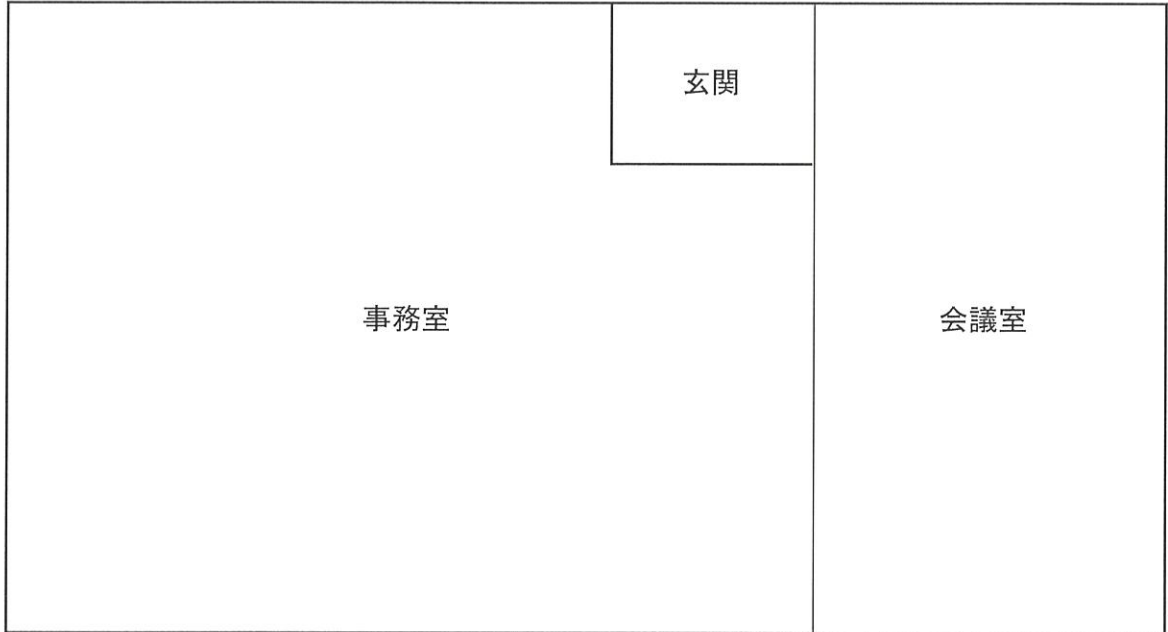


## 事務所の位置図





# 事務所の見取図



事務所の写真





## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 9 月 29 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ヨシムラケンセツ  
吉村建設株式会社

住所 天理市勾田町448番地

フリガナ ヨシムラ ハヤト  
代表者氏名 代表取締役 吉村 勇人

電話番号 0743-63-0378

FAX番号 0743-63-3285

メールアドレス [yvk@yoshimura-ken.jp](mailto:yvk@yoshimura-ken.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和5年9月29日

届出者 天理市勾田町448番地  
氏名又は名称 吉村建設株式会社  
住 所 代表取締役 吉村 勇人  
代表者氏名 TEL 0743-63-0378  
FAX 0743-63-3285

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	吉村建設株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ヨシムラ シュウイチ 吉村 修一	第178421号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



第一七八四二一号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 吉村 修一

昭和二十四年七月二十六日生

水道法(昭和二十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成十二年二月十五日

厚生大臣 丹羽 雄 哉

